

2010年11月19日

社会保障審議会 介護保険部会
部会長 山崎 泰彦 様

吉田 昌哉
(日本労働組合総連合会企画局次長)

介護保険制度の見直しに関する意見

介護保険制度が発足して10年。高齢化が進行する中、介護を必要とする高齢者、そしてその家族にとって、介護保険制度はなくてはならない制度として定着している。

連合は、介護サービスや支援を必要とする人が必要なサービス等を安定的に受けることができるよう、介護サービスの利用者、担い手である労働者、介護保険の被保険者の立場から、本日の部会の議論にあたり、まず以下の三点について意見を述べる。

1. 軽度者へのサービスの維持を

この間部会において、財政制約を前提として給付抑制の提案が事務局より行われているが、現在介護サービスや支援を受けながら生活している人々に対する給付をカットする、あるいは利用料を引き上げるということは、その要介護者または要支援者の生活に深刻な影響を与えかねない。

2005年改定において軽度者に対するサービスの見直しが行われ、特に低所得者層で利用控えが起きている。軽度者の中には認知症の方々も多く含まれている。国の財政難を理由に、安易に軽度者に対するサービスの切り下げを論議すべきではない。

2. 介護労働者の一層の処遇改善を

介護保険制度が安定的に機能し、必要とする人が必要とするサービスや支援を受けられるためには、担い手の確保が不可欠である。担い手である介護労働者を確保するには、処遇の改善は不可欠である。仮に、処遇改善に係る措置が継続されないようなことがあれば、担い手不足から「保険あって介護なし」となりかねず、介護保険制度の存続にもかかわるものである。「介護・看護人材の確保と活用について」の総理指示（2010年9月26日）に従い、確実に「人材確保のため、介護・看護職員の処遇改善に向けて今後とも取り組むこと」が求められている。

処遇改善に係る措置を検討するにあたっては、現行の処遇改善交付金によって手

当されている水準が後退してはならない。そのため、財源が確実に介護職員の処遇改善に充てられる仕組みが必要である。

3. 納得のできる財源議論を

今般の介護保険部会における議論は、国費について「ペイ・アズ・ユー・ゴー原則」が前提とされ強い財政制約の下での議論が行われてきている。高齢化が進行し介護ニーズの高まりが必至であり、近い将来社会保障給付を賄うための税財源の確保は避けられない。その道筋がつくまでは、介護保険制度の大きな見直しは困難と受け止めざるを得ない。

そのため、介護サービスや支援を要する高齢者が必要なサービス等を受け、尊厳ある暮らしを続けられるよう、公費、保険料、自己負担、給付のあり方を含め、当面必要な財源の確保の知恵を出し合っていく必要がある。

部会では、「仮に介護納付金を総報酬割に移行すれば国費で1,100億円の財源が捻出できる」との提案がなされたが、国費の削減、国費の財源確保を目的に、被用者保険の介護納付金の算定に総報酬割を導入するという考え方では、被用者保険の被保険者および保険者は納得しがたい。

以上